

SLN No.72 1997. 8. 6

シスオペとパソコン通信主宰者の責任 (ニフティー事件)

東京地裁平成9年5月26日判決

1 はじめに

パソコン通信のフォーラムにおける名誉毀損文書掲載に関してフォーラムのシスオペとパソコン通信主催者の責任が認められたわが国最初の判決である。米国においてはCompuServe事件(1991年)、Prodigy事件(1995年)を通じて、第1にオンライン・サービスプロバイダーの情報に対する編集権限の有無を、第2に名誉毀損の事実の認識可能性を争点として判断しているが、本判決は名誉毀損事実の掲載後のシスオペのとるべき行為を問題とし、条理上の義務という非定型的な規範違反を認めた点に特徴があり、問題点もある。

2 事実関係

(本事件判決は別紙を除いても124頁にわたる長大なものであり、シスオペ及びパソコン通信主宰者の責任に直接関係ない部分については省略した。)

2. 1 (当事者の関係等)

- 1) 被告ニフティーはパソコン通信ニフティーサーブを主宰し、会員との間に、会員規約に基づきニフティーが会員に対してパソコン通信ネットワーク(ニフティーサーブ)を利用する権利を与え、会員がニフティーに対して利用サービス料を支払うという契約が成立している。

- 2) 会員規約には、①フォーラムに登録された発言は、ニフティー又はシスオペにより、事前の通知なく、題名の変更、フォーラム内での複写、移動が行われる場合があること、②発言の内容が、ニフティー又はシスオペにより、他の会員又は第三者を誹謗中傷し、又はその恐れがあると判断された場合には、事前の通知なく右発言が削除されることがあること、③会員が、会員規約に違反したり、ニフティーによって会員として不相当と判断された場合には、ニフティーは当該会員の会員資格を、事前に通知催告することなく、一時停止し、又は、取り消すことができる等規定されている。
- 3) ニフティーサーバには様々なテーマに関連して会員が自由に意見を交換したり情報を取得する場として多くのフォーラムが開設されている。フォーラムには会員が発言を書き込み又は読むことのできる場所（電子会議室）が設けられ、会員の内どのような者にフォーラムの利用を許すかは当該フォーラムの主宰者＝シスオペの判断に委ねられている。ちなみに、本訴提起時（平成6年4月）のフォーラム数は約300で、本件シスオペの主宰するフォーラム会員数は約6,000人であった。電子会議室への発言の書き込みは、書き込み資格を有する会員が自己のパソコン等より電話回線を通じてニフティーのホストコンピュータに発言をアップロードし、ホストコンピュータはアップされた発言を特定の電子会議室に記録蓄積する。当該電子会議室の発言を読む資格のある会員は電話回線を通じて当該会議室にアクセスし、発言を読み出し（ダウンロード）する。ニフティーサーバにおいては、前記会員規約により、電子会議室に書き込まれた発言はニフティー及びシスオペによって移動されたり削除することができることとされている。
- 4) ニフティーとシスオペとの間においては、ニフティーがフォーラムの運営・管理をシスオペに委託し、対価としてニフティーがシスオペに対して当該フォーラムへのアクセス料金の一定割合その他の報酬を支払うとのフォーラム運営契約が締結されている。シスオペはニフティーの従業員以外の者で、多くが他に本業を有し、空いた時間をシスオペとしての活動に充てている。ニフティーはフォーラム運営契約に基づき、シスオペに対してフォーラム運営マニュアルを交付しており、その中にはニフティーサーバ会員規約に基づき発言を削除できる場合として「①明らかに公序良俗に反する、あるいは個人（団体）を誹謗中傷していると思われるもの。②明らかに商行為あるいは営利を目的としていると思われるもの。③会議の流れを全く無視し、参加者にとって迷惑だと思われるもの。」の内、「客観的にみて、明らかに①②に該当すると思われるものは、シスオペの判断で即座に削除して構わないでしょう。・・・（発言者からのクレームに対しては）ニフティーがフォローするようにいたします」と言及されている。
- 5) 原告XはC***とのハンドル名（自己を表示する名称）を用いているニフティーサーバの会員であり、被告Yはニフティーサーバの会員、被告Z1はニフティー

サーブの現代思想フォーラム（FSHISO）のシスオペ、被告Z2はニフティーである。

2. 2 （名誉毀損の経緯）

- 1) 原告は平成元年にニフティーサーブに加入し、同2年9月頃よりFSHISOの「フェミニズム会議室」に書き込みを続けていた。被告Yは同5年4月にFSHISOに加入し、原告の発言に反発を感じて5月5日よりフェミニズムを揶揄する発言を書き込んだため原告は被告Yに対して不快の念を持った。同月7日、被告Yがフェミニズム会議室のリアルタイム会議に参加したところ、原告は他の参加会員に連絡を取り一斉にスクランブル機能を用いて別の場で話すように勧誘し、被告Yを同会議室から排除した。同月10日頃当時のシスオペであったSは電子メール等により被告Yの本名、国籍等を聞き出し、これを原告に伝えた。被告YはSがYのプライバシーに属する事実を原告に漏らした事実を察知し、原告に対する不信感を強めた。被告Yは同年11月29日より翌6年3月27日にかけて28回にわたり、原告の名誉を毀損する内容を含む発言をなした。なお、被告Yは同発言中に、原告の本名を示しており、また、ニフティーサーブの会員情報誌平成5年9月号にはC***が原告であることが原告の本名を示して明らかにされており、又、原告はニフティーサーブ上で職業、訳書名を公開しており、C***が原告である事実は多数の会員が認識しうる状況にあった。
- 2) 被告Z1は平成5年11月、前記Sの要請によりFSHISOのシスオペに就任した。当時、FSHISOには他人を罵倒する内容の発言が繰り返し書き込まれており、Z1はその状況を改善することが必要と考えた。Z1は過去の発言内容を検討し、平成5年5月以降にシスオペによって多くの発言削除がなされたことがその原因と考えた。そこで、Z1は発言削除をできるだけ避け、議論の積み重ねによる会員意識、発言の質を高めることが重要と考え、これに沿ったフォーラム運営をすることとした。その後、被告Yの発言書き込みが始まった。
- 3) 名誉毀損の発言に対するシスオペZ1の認知及び対応は3期に分けられる。
 - I 平成5年12月1日乃至翌6年1月5日
平成5年12月1日より同月23日迄になされた6通の発言に対しては発言当日又は翌日に運営スタッフ及び他の会員より名誉毀損ではないかとの指摘がなされたが、Z1はYに対して誹謗中傷を含むものであるとの問題点を指摘したものの、発言の削除はせずに敢えて放置した。
 - II 平成6年1月6日乃至同年4月20日
平成6年1月6日、原告よりZ1に対して、Yの発言を特定して対処を求める電子メールが送付され、Z1はニフティーサーブの運営委員会に取扱を付議し、同月9日原告に対しては名誉毀損部分の指摘を求め、指摘箇所についてニフティーの判断を踏まえて削除する、削除の際は「原告からの訴えがあり、ニフティーと厳密な法的検討をした結果違法性ある発言と認め削除する」旨の理由を付

するとの処理案を提示したが、同月10日原告より拒否された。同月16日原告よりZ1に原告ハンドル名を出しての発言削除はしないようにとの電子メールが送られ、Z1は原告が削除を求める趣旨なのか否かについて電話にて確認の話合いをしたところ、原告は、原告からの要請による削除との説明の可否について結論を出すまで発言削除は待って欲しいと回答した。同年2月15日原告代理人よりZ1、Z2に対し発言削除要求の書面が送付され、同日Z1は同書面で指摘された発言を削除した。

Ⅲ 平成6年4月21日以降

平成6年4月21日原告より本訴訟が提起され、同月30日Z1に送達された。

Z1は訴状において初めて指摘のあった発言につき、5月25日（第1回口頭弁論期日）に削除した。

3 原告の請求原因等

3. 1 被告シスオペ：Z1の責任

シスオペには、電子会議室に書き込まれた発言が他人の名誉を毀損しないかを常時監視し、そのような発言が書き込まれた場合にはこれを削除したり書込人を直接指導するなどして右発言の有線送信を未然に停止し、また、当該会員にその後更に他人の名誉を毀損する発言を書き込むことを止めさせ、損害の拡大を防止する義務がある。Z1は名誉毀損発言を削除せず、よって原告の損害が拡大した。

3. 2 被告ニフティー：Z2の責任

① 使用者責任

ニフティーはフォーラムの運営・管理業務をシスオペに委託しており、Z1の不法行為はニフティーの事業執行につきなされたものである。

フォーラム運営契約・運営マニュアルによるとニフティーとシスオペの間には実質的指揮監督関係がある。よってニフティーに使用者責任がある。

② 債務不履行（安全配慮義務違反）

1) ニフティーは会員がニフティーサーバの利用により犯罪等の被害に遭遇しないよう配慮して会員に損害が生じるのを未然に防止し、損害を最小限度に止めるべき契約上の安全配慮義務を負う。安全配慮義務はシスオペが履行補助者として履行することになる。よって、シスオペ、ニフティーの不作為は安全配慮義務違反となる。

2) ニフティーはニフティーサーバ上で名誉毀損にあった会員に対し加害者会員の氏名住所を開示する義務があり、ニフティーがこれを拒否したため損害が拡大した。よって、ニフティーは債務不履行である。

3. 3 請 求

損害賠償1,000万円

謝罪広告

4 被告の主張

4. 1 シスオペ：Z1

1) 予見可能性・予見義務の不存在

シスオペにとって名誉毀損による不法行為の損害発生を予見することは困難である。本件原告からの指摘事項については損害発生の現実性、具体性、重大性なしと判断した。シスオペにはフォーラム常時監視の義務はない。

よって、Z1には予見可能性も予見義務もなかった。

2) 結果回避可能性・結果回避義務の不存在

発言削除は問題発言に対する対処として有効ではない。

発言削除は会員の発言伝達義務に反し、表現の自由の尊重に反する。又、発言削除はシスオペにとって編集者の責任を生じさせることになる。

発言削除は発言者の反論の機会を奪い、逆に被害拡大の契機となる。

発言削除をなさないことは本フォーラムの運営基本方針であった。

よって、Z1には結果回避可能性、回避義務はなかった。

3) 不法行為の認識なし

Yの発言はフェア・コメントと理解することも可能であり、Z1には違法性、損害発生の認識はなかった。

4. 2 ニフティール：Z2

1) シスオペの作為義務の不存在

シスオペに発言削除の作為義務を負わせる法令、契約、慣習は存在せず、条理による義務は法的安定を害するもので不適當である。

本件フォーラムにおいて発言削除はフォーラムの混乱を激化させるものであることから、削除せずに議論を重ねる方針は合理性ある。

2) 使用者責任なし

フォーラム運営はシスオペに委ねており指揮監督関係はない。

3) 安全配慮義務の不存在

ニフティールの義務は会員の自由な情報提供と取得に配慮することであり、通信行為と無関係の会員の名誉等の利益保護義務はない。

4) シスオペ、ニフティールの対応の妥当性

本件でシスオペ、ニフティールのとった対応は合理的であり妥当である。

5 裁判所の判断

5. 1 本件発言は原告の名誉を毀損する。

5. 2 シスオペ：Z1の責任

(シスオペの作為義務)

シスオペは特定フォーラムの運営管理を委託されており、他人を中傷誹謗する発言が書き込まれた場合の対処もフォーラムの運営・管理の一部にあたる。

シスオペは名誉毀損発言の削除措置を執ることができ、その場合には以降は当該発言自体は他の会員の目に触れることはなくなる。

当該発言によって名誉毀損された者は自ら行いうる手段は与えられていない。

会員規約、運営マニュアルには名誉毀損発言の対処についての記載がある。

よって、名誉毀損発言が書き込まれた場合、シスオペには条理に照らし一定の法律上の作為義務を負うべき場面もある。

なお、フォーラムの運営はフォーラムの個性に応じて異なった配慮も必要であり、基本的にはシスオペの合理的裁量に委ねられるが、裁量も私法秩序に反しない限りで認められ、シスオペに条理上の作為義務の存在を一切否定する根拠とはならない。

一方、シスオペは発言内容を事前にチェックすることはできず、シスオペの多くは専門業者ではなく、フォーラムに書き込まれる発言は膨大な量に及ぶためこれをもれなくチェックすることはきわめて困難であり、シスオペに発言内容を常時監視し積極的に発言探知をする重い作為義務を負わせることは相当でない。

また、発言削除は会員のフォーラム利用の権利に重大な影響を与え、発言内容によっては名誉毀損に当たるか否かの判断が困難な場合も少なくない。したがって、このような事情からはシスオペは作為義務と責務との間で板挟みとなり困難な判断を迫られることもあり得る。

そこで、以上を勘案すると、シスオペにおいて名誉毀損発言が書き込まれていることを具体的に知ったと認められる場合には、当該シスオペはその地位と権限に照らしその者の名誉が不当に害されることがないよう必要な措置をとるべき条理上の作為義務があったと解するべきである。

このことを本件に当てはめると、上記Ⅰの期間にZ1が認識した発言は原告に対する正当な批判を明らかに逸脱した誹謗中傷であるから、放置したことは必要な措置を怠ったというべきである。

Ⅱの期間のZ1の行為は原告の利益保護とフォーラムの円滑な運営・管理という二つの要請を調和させるという観点からは是認し得なくもない対応であり、Z1は必要な措置をとったものと評価できる。

ⅢについてはZ1は被告の立場に置かれたものである以上、訴訟代理人等と綿密な

打合せをした上で具体的対応をせざるを得ず、訴状送達より削除までに本件程度の時間的間隔があることは非難できず、必要な措置をとったというべきである。

以上の通り、シソオペZ1についてはIのみ作為義務違反があり、過失が推定されるからその間の不作為は原告に対する不法行為が成立する。

5. 3 ニフティー：Z2の責任

(使用者責任)

フォーラム運営契約によると、①シソオペはニフティーの定める規約、マニュアルに従うほか、ニフティーの指示に従う、②シソオペがフォーラム運営契約に違反したときはニフティーはフォーラム運営契約を無催告解約でき、シソオペの選任した運営協力者についてニフティーは不適切と判断すれば解任することができることとされており、ニフティーとシソオペの間には実質的な指揮監督関係が認められる。

また、シソオペZ1の行為がニフティーの事業執行に関して行われたことは明かである。

よって、ニフティーには使用者責任がある。

(安全配慮義務)

ニフティーには原告主張の安全配慮義務がないこと明かであり、原告の主張は理由がない。

5. 4 賠償内容

Yの賠償すべき慰謝料額は50万円が相当。

シソオペとニフティーが連帯して支払うべき額はそのうちの10万円が相当。

謝罪広告は必要性なし。

6 コメント

6. 1 裁判所が、本件の具体的解決として、シソオペとパソコン通信主宰者としてのニフティーに何らかの責任ありとする判断の可否は別として、その法的根拠を条理上の作為義務に求めた点は法理論としての問題が残ると思われる。

裁判所の判断は、「中傷誹謗発言の対処はフォーラム運営管理の一部である。シソオペは削除措置を執れる。中傷誹謗された者には回避手段がない。中傷誹謗発言の対処についてマニュアル等に記載がある。→シソオペには条理上の作為義務を負う場面もある。」として一般的抽象的作為義務の存在を前提とし、「シソオペは専門業者でなく、常時監視義務を負わせるのは相当でない。名誉毀損の判断は困難。発言削除は会員の権利制限となる。→シソオペが具体的に名誉毀損発言を知った場合には必要な措置をとる条理上の作為義務が生じる。」と具体的作為義務を限定する。ここにいう条理

とは成文法律、慣習のない場合に裁判所が自分が立法者ならば規定したのであると考
えられる、理性による筋道を指す。つまり、誹謗中傷発言がなされた場合に唯一その
被害拡大を防止する権限を持つシスオペが何もしないことは許されないのではない
か、という筋論から作為義務を導いていることになる。他方、条理上の作為義務は不
明確であり、法規範としての客観性を持たないため法的安定を害することは否めない。
そこで、裁判所はこの具体的作為義務の範囲を「具体的に名誉毀損の事実を知ったと
きに必要な措置をとる義務」として限定したものと考えられ、更に、本件に関しては
措置の内容についても過大な期待はせず、具体的状況下で何らかの措置をとった場合
には義務を果たしていると認定している。その意味では本判決は条理上の義務という
観点からはバランスのとれた判断をなしているとも言える。

6. 2 ところで、本判決は、書き込まれた発言が名誉毀損になることがアプリアリに
わかっている場合には妥当とするとしても、その判断が付かない場合や名誉毀損と判断
しなかった場合にシスオペの作為義務をどのように考えるのか、その場合に条理はど
のように働くのかとの問題を残す。また、名誉毀損の発言を知った場合とは被害者か
らの申し出があった場合に限定されるのか否か、シスオペの責任は条理上の常時監視
義務にまで拡大される恐れはないのか、等々の問題も派生する（任意に知った場合にも
作為義務ありとすれば、シスオペとしては発言チェック等を何もしない方が安全と
いうことになり、知り得べき場合にまで拡大することは常時監視義務を認めることにな
る）。条理上の義務は無限定であり一般化することは危険である。なお、法理論とし
ては、名誉毀損をなし得る施設・仕組みを提供した者として侵害継続拡大についての
補助的な責任と捉える構成も可能であったと思われるが、その場合にはⅡの段階の責
任を否定することは困難であろう。本判決はシスオペにも何らかの責任は生ずるとし
つつも、その運用実体を考慮して責任範囲を限定する方向で判断されており、そのた
めの理論構成として条理を採用したものとも思われる。

6. 3 本判決は、原告の主張する安全配慮義務に関しては、義務のないこと明かとする
のみで何ら理由を示していない。また、使用者責任の点については主として形式的
な契約条項を援用して認めており、事実即ち認定はない。これらは議論の予想され
る点であり、実質的な判断がないことは残念である。